

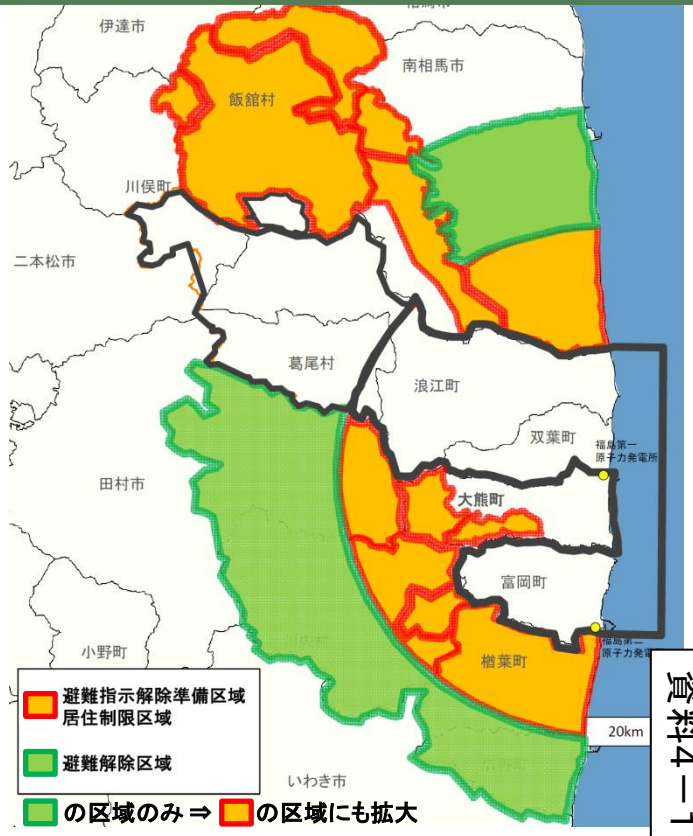
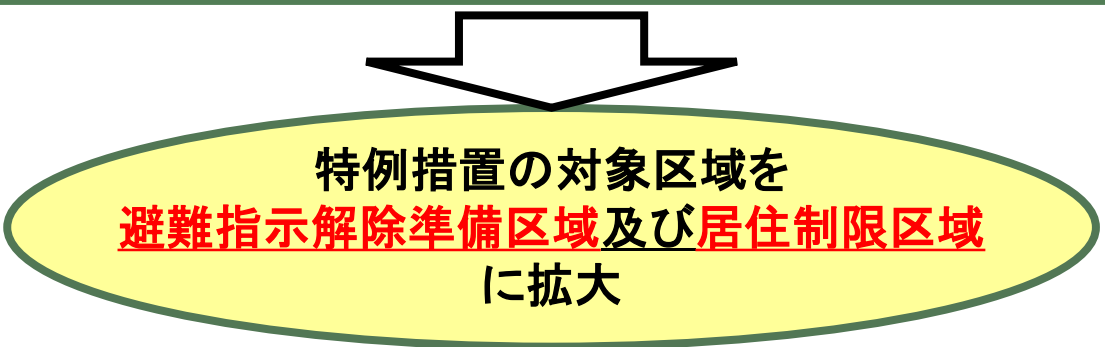
避難解除区域に係る税制の特例措置の避難指示解除準備区域等[※]への拡大

背景・必要性

※避難指示解除準備区域及び居住制限区域

これまでは、全ての避難指示が解除された「避難解除区域」のみに特例措置を適用。
しかし、一旦、他の地域に移り住むと、帰還しない可能性が高まるため、早期の帰還を促進することが重要。また、避難指示解除準備区域(※1)では66事業所(平成25年1月7日現在)、居住制限区域(※2)では18事業所(同)が事業を再開。そのため、これらの区域でも事業再開を支援することが必要。

(※1)避難指示解除準備区域・・・年間積算線量が20ミリシーベルト以下で、同区域内では製造業等の事業再開等も柔軟に認められている。
(※2)居住制限区域・・・年間積算線量が20ミリシーベルトを超える恐れがあるため、原則、事業再開が認められないが、市町村の許可等を得て、例外的に事業再開が認められる。



特例措置の内容

- 既存事業者^①に税制の特例措置を適用
 - ①設備投資に対する特別償却制度又は税額控除
 - ・特別償却: 機械等100%、建物等25%
 - ・税額控除: 機械等15%、建物等8%
 - ②被災被用者に対する給与等支給額の20%を税額控除
- 課税免除又は不均一課税をする場合の減収補填措置。

平成28年3月31日までの間に、設備投資(施設又は設備の新設又は増設)に対して地方公共団体が事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合にその減収額を特別交付税の算定の基礎に算入